

事務連絡  
平成 29 年 2 月 9 日

都道府県  
各 指定都市 保育担当課 御中  
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

### 家庭的保育事業等の連携施設の確保について

保育施策の推進につきましては、日頃よりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

家庭的保育事業等については、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成 26 年厚生労働省令第 61 号。以下「省令」という。）第 6 条及び「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」（平成 26 年 9 月 5 日雇児発 0905 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）により、保育所、幼稚園又は認定こども園を連携施設として確保していただいているところです。貴課におかれては、内容について十分御了知の上、貴管内の市町村への周知を行っていただきますようお願いいたします。

### 記

卒園後の受け皿の提供（省令第 6 条第 3 号）については、別紙 1 「平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 28 年 12 月 20 日閣議決定）を踏まえ、家庭的保育事業等として認可を行う時点で確保が困難な場合であっても、市町村（特別区を含む。以下同じ。）による利用調整等の方法により、当該家庭的保育事業所等の利用乳幼児に対する保育の提供が終了する時点までに確保することを前提として認可することが可能である。ただし、公定価格上、基本分単価に「連携施設との連携に係る費用」が積算されているため、連携施設によって提供されることとなっている全ての連携協力が確保されていない期間は、減算の対象となる旨ご留意いただきたい。

また、別紙 2 「子育て支援に関する行政評価・監視—子どもの預かり施設を中心として—<結果に基づく勧告>」（平成 28 年 12 月 9 日総務省公表）を踏まえ、市町村においては、家庭的保育事業者等が連携施設の確保を行おうとする際には、以下の通り、配慮いただきたい。

- ・市町村自ら連携施設の候補先に連携施設の制度内容を説明することや、関係者間の接触を図るような懇談の場を設定するなど連携施設の確保に向けて必要な支援を行うこと。
- ・家庭的保育事業者等に対し、連携施設を確保する際には、書面によりその連携内容を定めておくよう要請すること。

- ・家庭的保育事業者等の認可時やその後の運営状況の確認等を通じて、連携内容が担保されないおそれや担保されていない状況を確認した場合には、必要に応じ、引き続き、連携内容が実行されやすく、保護者にとって利用しやすい連携施設の確保に向けて取り組むこと。

なお、上記配慮を行う際には、以下の厚生労働省ホームページに掲載されている資料のうち、「(参考) 連携施設設定の課題と好事例」も参照していただきたい。

(参考) 家庭的保育事業等の連携施設の設定状況について (平成 28 年 4 月 1 日現在)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000135739.html>

「平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 28 年 12 月 20 日閣議決定）（抄）

## 6 義務付け・枠付けの見直し等

### 【厚生労働省】

(5) 児童福祉法（昭 22 法 164）及び子ども・子育て支援法（平 24 法 65）

(ii) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平 26 厚生労働省令 61）のうち、連携施設及び給食の外部搬入を行う場合の搬入施設に関する規定については、以下のとおりとする。

- ・家庭的保育事業者等を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）を、当該保育の提供が終了する際に受け入れて、引き続き教育又は保育を提供する連携施設（同省令 6 条 3 号）については、市町村による利用調整等の方法により、利用乳幼児に対する当該保育の提供が終了する時点までに受入施設を確保する場合でも、同号に規定する連携施設を確保したものとみなすことが可能であることを、地方公共団体に平成 28 年度中に通知する。

「子育て支援に関する行政評価・監視—子どもの預かり施設を中心として—〈結果に基づく勧告〉」（平成28年12月9日総務省公表）（抄）

### 3 小規模保育施設等の整備の推進

#### 【所見】

厚生労働省は、小規模保育施設等の整備を円滑かつ効果的に推進する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

① 市町村に対し、次の点を要請すること。

i) 市町村自ら連携施設の候補先に連携施設の制度内容を説明することや、関係者間の接触を図るような懇談の場を設定するなど小規模保育施設等における連携施設の確保に向けて必要な支援を行うこと。

ii) 小規模保育施設等に対し、連携施設を確保する際には、書面によりその連携内容を定めておくよう要請すること。

iii) 小規模保育施設等の認可時やその後の運営状況の確認等を通じて、連携内容が担保されないおそれや担保されていない状況を確認した場合には、必要に応じ、引き続き、連携内容が実行されやすく、保護者にとって利用しやすい連携施設の確保に向けて取り組むこと。

② 上記①の市町村の取組を効果的に推進する観点から、小規模保育施設等における連携施設の確保に向けた効果的な支援方策や連携内容の実行性を確保する方策に係る情報を把握・分析し、市町村に提供すること。

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」(平成 26 年 9 月 5 日雇児発 0905 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)【抜粋】

## 2. 総則

### (2) 連携施設について(第 6 条・第 45 条・附則第 3 条関係)

家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く。以下この(2)及び(3)において同じ。)については、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、①～③までに掲げる事項にかかる連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保する必要がある。

ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業者を除く。以下この(2)及び(3)において同じ。)を行う家庭的保育事業者等についてはこの限りでない。

① 保育内容の支援について(第 6 条第 1 号) 保育内容の支援については、3 歳児に近い 2 歳児に対する集団保育の体験機会の提供のほか、具体的な連携内容の例として以下のようなものが想定されるが、当該提供する保育の内容等を踏まえ、連携施設からの必要な支援内容を設定する必要がある。

#### (i) 給食に関する支援について

給食については、家庭的保育事業等を行う事業所(以下「家庭的保育事業所等」という。)内で調理する方法(当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。以下「自園調理」という。)を原則としつつも、事業規模と負担を勘案し、第 16 条第 1 項各号の要件を満たす家庭的保育事業者等については、連携施設を含む(3)の搬入施設から搬入する方法を認めることとしている。

このことを踏まえ、例えば、連携施設から搬入を行う場合には、連携施設が献立を作成し、離乳食対応やアレルギー児対応、体調不良児対応などを含め、給食の調理、搬入を行うことなどが、自園調理の場合には、献立の作成に関する助言を行うことなどが考えられる。

なお、連携施設から搬入を行う場合、献立作成を含めた給食調理、搬入方法、費用負担に係る取り決め、契約が必要であることに留意すること。

#### (ii) 嘱託医(健康診断)について

連携施設と家庭的保育事業等で同一の嘱託医に委嘱する場合に、必要に応じ、連携施設と家庭的保育事業等の合同で健康診断を行うことが考えられる。

(iii) 園庭の開放家庭的保育事業者等から求めがある場合に、連携施設は、当該連携施設の運営に支障のない範囲で園庭を開放することが考えられる。

(iv) 合同保育家庭的保育事業者等から求めがある場合に、連携施設は、当該連携施設の運営に支障のない範囲で合同による保育を行うことが想定される。

特に、集団保育の必要性が生じてくる2歳児について、保育のグループ単位が小さくなりがちなことから、定期的な合同保育の場により、集団保育の機会を確保することを目的とし、3歳児からの円滑な集団保育につなげることを意図しているもの。

このほか、発達に遅れのある可能性がある子どもの早期発見、適切な保護者・家庭支援について、連携施設におけるノウハウ等を活用し、連携先において適切な助言・相談を行うこと等も考えられる。

## ② 代替保育の提供について（第6条第2号）

具体的な連携内容としては、家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、連携施設が代わって保育を提供することが考えられる。また、家庭的保育事業所等の職員が研修を受講する場合に、連携施設が代わって保育を提供することも考えられる。

## ③ 卒園後の受け皿の設定について（第6条第3号）

家庭的保育事業所等は、乳児又は満3歳未満の幼児を受入対象とした施設であり、卒園後の確実な受け皿があることにより、保護者の安心、ひいては事業の安定性の確保につながることから、当該受け皿としての連携施設を確保することが重要である。

連携施設の設定に当たっては、必ずしも1事業につき1連携施設を設定する方法に限らず、1事業の卒園児を複数の連携施設で受け入れる方法や、複数の事業の卒園児を複数の連携施設で受け入れる方法も考えられる。

このため、連携施設については、認可施設に限ることとしたうえで、受け皿対象となる施設に関するルールについて、地域における必要性に応じ、市町村がルールを定めることとし、当該ルールに基づき、各事業者が確保することを基本とした上で、公立施設を連携施設として設定することや、当該事業所に連携施設をあっせん・調整するなど、市町村が積極的な関与・役割を果たすことが望ましい。

「公定価格に関するFAQ(よくある質問)」(平成27年9月18日時点版、内閣府公表)(抜粋)

- 家庭的保育事業等は、連携施設を設けることが要件となっており、公定価格上、基本分単価に「連携施設との連携に係る費用」が積算されています。このため、たとえ経過措置期間中であっても、連携施設の設定がなされていない場合には、減算の対象となります。なお、連携施設は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第6条第1項各号に掲げる全ての連携協力が確保されたものであることとします。